

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)				
②名称	Ministry of the Economy Intellectual Property Office				
③所在地	19-21 Boulevard Royal, L-2449 Luxembourg				
④連絡先	(電話)(352) 274-84113		(FAX)(352) 247 94113		
	(E-mail)dpi@eco.etat.lu		(internet)http://www.government.lu/pi		
⑤組織の長	Conseiller, Chargé de la Direction : Mrs. Iris Depoulain				
⑥沿革	<p>(1)工業所有権法としては、初めに特許法が1880年6月30日に施行された。</p> <p>(2)1880年特許法は、1998年6月21日に新特許法が施行された際に、廃止された。 1998年特許法は、2004年4月18日付の法律で改正された。</p> <p>(3)1969年7月1日付でベネルクス商標法がベルギーにおいて導入され、同法は2006年9月1日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。</p> <p>(4)1975年1月1日付で意匠又はひな形に関する統一ベネルクス法がベルギーにおいて導入され、同法は2006年9月1日付でベネルクス知的所有権法に置き換えられた。</p>				
⑦所管	特許、著作権、半導体製品のトポグラフィー				
⑩加盟条約	WIPO 1975/3/19	ベルヌ 1888/6/20	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1922/6/30	PLT	レコード保護 1976/3/8	ローマ 1975/2/25
	シンガポール 2014/1/8	TLT 2012/8/11	ワシントン	WCT(著作権) 2009/12/14	WPPT(演奏及びレコード) 2009/12/14
	ブタペスト 2010/7/29	ロンドンアクト 1979/4/1	ヘーグ ヘーグアクト 1984/8/1	ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章) 1924/9/1	マドプロ 1998/4/1	PCT 1978/4/30	ロカルノ	ニース 1975/3/24
	strasbourg 1977/4/9	ウィーン 1985/8/9	WTO 1995/1/1		

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)					
⑪統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	668	395	476	808
		(内 外国出願)	512	243	359	679
		(内 日本から)		1	3	3
		(内 PCTルート)				105
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
	意匠	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
	商標	全数			2	
		(内 外国出願)			2	
		(内 日本から)				
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	487	423	326	438
		(内 外国出願)	364	364	316	319
		(内 日本から)	1			4
		(内 PCTルート)				66
	実用新案	全数				
		(内 外国出願)				
意匠	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
商標	全数					
	(内 外国出願)					
	(内 日本から)					
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> <http://www.government.lu/4298589>

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2009年5月22日法 (注) 2009年法は仏語につき、本件は従前の1998年特許法(1998年6月21日施行)により解析した。
	③地理的効力の範囲	ルクセンブルク国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人 (特許法第12条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 EC加盟国に現実又は選択の住所を有していない出願人は、出願を除くすべての手続についてルクセンブルク知的所有権庁に登録済の職業代理人を選任しなければならない。(特許法第83条)
	⑦出願言語	フランス語、ドイツ語、英語、ルクセンブルク語 (英語による場合には、クレームのフランス語又はドイツ語による翻訳文を出願日から1か月以内に提出しなければならない。 ルクセンブルク語の場合には(クレームだけでなく)全書類のフランス語又はドイツ語による翻訳文を出願日から1か月以内に提出しなければならない。)(特許法第20条、特許規則第2条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (特許法第43条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条(1)～(3))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 当該出願人又はその前権利者との関係における明らかな濫用による直接的又は間接的結果として生じた開示から6月 (2) 公の、又は公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (特許法第7条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的理論及び数学的方法 (2) 美的創造物 (3) 精神行為の遂行、遊戯又は事業活動の計画、法則及び方法 (4) コンピュータプログラム (5) 情報の提示 (6) 人体若しくは動物体の外科的又は治療的な処置方法、及び人体若しくは動物体に施される診断方法 (7) 公表又は利用が公の秩序若しくは道徳に反する発明 (8) 植物又は動物の品種、並びに植物又は動物を生産するための本質的に生物学的方法 (特許法第4条、第5条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第41条(4))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18ヶ月経過後に公開される。 (特許法第33条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 ただし、特許出願のファイルが公衆の閲覧に供せられた日から特許の付与日までに、如何なる第三者も特許出願の対象である発明の特許性に関して、庁に対して所見を提出することができる。 (特許法第34条)

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)																																					
⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第73条、第74条(1))																																					
⑱実施義務	有。出願日から4年、又は、付与日から3年以内に実施しなければ、強制実施権付与の対象となる。 (特許法第59条)																																					
⑲費用 単位 1EURO	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 14 EUR</p> <p>出願公開料 4.34 EUR</p> <p>出願の早期公開料 7 EUR</p> <p>調査手数料(調査報告書を作成する当局が定めた手数料表のルクセンブルク・フラン相当額, 最高 250 EUR</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="539 703 1136 994"> <tr> <td>3年次</td> <td>29 EUR</td> <td>12年次</td> <td>145 EUR</td> </tr> <tr> <td>4年次</td> <td>37 EUR</td> <td>13年次</td> <td>160 EUR</td> </tr> <tr> <td>5年次</td> <td>47 EUR</td> <td>14年次</td> <td>175 EUR</td> </tr> <tr> <td>6年次</td> <td>59 EUR</td> <td>15年次</td> <td>190 EUR</td> </tr> <tr> <td>7年次</td> <td>74 EUR</td> <td>16年次</td> <td>205 EUR</td> </tr> <tr> <td>8年次</td> <td>89 EUR</td> <td>17年次</td> <td>220 EUR</td> </tr> <tr> <td>9年次</td> <td>104 EUR</td> <td>18年次</td> <td>235 EUR</td> </tr> <tr> <td>10年次</td> <td>118 EUR</td> <td>19年次</td> <td>250 EUR</td> </tr> <tr> <td>11年次</td> <td>130 EUR</td> <td>20年次</td> <td>270 EUR</td> </tr> </table>		3年次	29 EUR	12年次	145 EUR	4年次	37 EUR	13年次	160 EUR	5年次	47 EUR	14年次	175 EUR	6年次	59 EUR	15年次	190 EUR	7年次	74 EUR	16年次	205 EUR	8年次	89 EUR	17年次	220 EUR	9年次	104 EUR	18年次	235 EUR	10年次	118 EUR	19年次	250 EUR	11年次	130 EUR	20年次	270 EUR
3年次	29 EUR	12年次	145 EUR																																			
4年次	37 EUR	13年次	160 EUR																																			
5年次	47 EUR	14年次	175 EUR																																			
6年次	59 EUR	15年次	190 EUR																																			
7年次	74 EUR	16年次	205 EUR																																			
8年次	89 EUR	17年次	220 EUR																																			
9年次	104 EUR	18年次	235 EUR																																			
10年次	118 EUR	19年次	250 EUR																																			
11年次	130 EUR	20年次	270 EUR																																			
⑳料金減免措置の有無																																						
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	国際出願がルクセンブルク知的財産権庁を受理官庁として出願された場合、出願料は不要																																					

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産法)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、意匠及び商標に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される意匠及び商標の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人) 知的財産法第3.7.1
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 ベネルクス知的財産庁の代理人登録簿に登録されている者を代理人とすることができる。代理人を選任しない場合は、ベネルクスの領域内の送達先を指定しなければならない。 知的財産法施行規則3.6.4
	⑦出願言語	フランス語、オランダ語又は英語 知的財産法施行規則2.1.1
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。更に5年ずつ4回更新することができ、最大で25年。 知的財産権法第3.14
	⑨新規性の判断基準	EC域内公知、EC域内刊行物 知的財産法第3.3
	⑩「グレースピリオド」	有。 (1)創作者もしくは受益者による情報、又はそれらによって行われた行為による出願日若しくは優先日前12か月以内の開示 (2)創作者もしくは受益者による不適切な行為による出願日若しくは優先日前12か月以内の開示 知的財産法第3.3.4
	⑪不登録対象	(1)出願日又は優先日後に公衆の閲覧に供された先の共同体意匠登録、ベネルクス登録、又は国際登録の対象とされている意匠と抵触する意匠 (2)先の商標権者の同意なく当該商標を使用している意匠 (3)著作権者の同意なく著作権で保護されている作品を使用している意匠 (4)パリ条約第6条の3に記載されている要素が不適切に使用されている意匠 (5)ベネルクス諸国のいずれかの道徳又は公共の秩序に反する意匠 (6)意匠の性質が出願において十分明らかにされていない場合 知的財産法第3.6
	⑫実体審査の有無	無。 知的財産法第3.9
	⑬審査請求制度の有無	無。 知的財産法第3.9
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。 知的財産法第3.1
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。 出願人の請求により出願日又は優先日から12か月以内の間、公告を繰り延べることができる。 知的財産法第3.12

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)																											
	⑲異議申立制度の有無	無。																										
	⑳無効審判制度の有無	付与後異議申立制度:無 無効審判制度:無 無効は、利害関係人または検察官により、裁判所に請求することができる。 知的財産法第3.23																										
	㉑登録表示義務	無。																										
	㉒費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>単一意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>複数意匠出願:</p> <table border="1"> <tr><td>出願料</td><td>108 EUR</td></tr> <tr><td>2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>54 EUR</td></tr> <tr><td>11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>27 EUR</td></tr> <tr><td>21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>22 EUR</td></tr> <tr><td>表現物により公告する場合</td><td>10 EUR</td></tr> <tr><td>意匠の要素の説明により公告する場合</td><td>40 EUR</td></tr> </table> <p>公告繰延手数料</p> <p>39 EUR</p> <p>優先権主張料</p> <p>12 EUR</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用]</p> <p>単一意匠登録の更新料</p> <p>95 EUR</p> <p>複数意匠登録の更新料</p> <table border="1"> <tr><td>第1番目の意匠</td><td>95 EUR</td></tr> <tr><td>2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>48 EUR</td></tr> <tr><td>11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>24 EUR</td></tr> <tr><td>21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき</td><td>20 EUR</td></tr> </table> <p>存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数</p> <p>12 EUR</p> <p>知的財産法施行規則4.8</p>	出願料	108 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	出願料	108 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR	表現物により公告する場合	10 EUR	意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR	第1番目の意匠	95 EUR	2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR	11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR	21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR
出願料	108 EUR																											
表現物により公告する場合	10 EUR																											
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																											
出願料	108 EUR																											
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	54 EUR																											
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	27 EUR																											
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	22 EUR																											
表現物により公告する場合	10 EUR																											
意匠の要素の説明により公告する場合	40 EUR																											
第1番目の意匠	95 EUR																											
2から10個の意匠を含む場合、各意匠につき	48 EUR																											
11から20個の意匠を含む場合、各意匠につき	24 EUR																											
21から50個の意匠を含む場合、各意匠につき	20 EUR																											
	㉓料金減免措置の有無	無。																										

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2013年10月1日施行(ベネルクス知的財産法)
	③地理的効力の範囲	ベルギー、オランダ(欧州領域内のみ)、ルクセンブルクのベネルクス諸国は、商標及び意匠に関する統一法を有しており、この法律に基づき、ベネルクス3国に直性拡張される商標及び意匠の保護を受けることができる。
	④他国制度との関係	欧州連合(EU)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標 (知的財産法第2.1)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標、立体商標 (知的財産法第2.1)
	⑦出願人資格	自然人、法人
	⑧権利付与の原則	先願主義 (知的財産法第2.3)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 ベネルクス知的財産庁の代理人登録簿に登録されている者を代理人とすることができる。代理人を選任しない場合は、ベネルクスの領域内の送達先を指定しなければならない。 (知的財産規則3.6.4)
	⑪出願言語	フランス語、オランダ語 (知的財産法施行規則1.1.1)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (知的財産法第2.9.1及び第2.9.3)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1)識別力を欠く標章 (2)商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造時期又はサービスの提供時期を表示する標識若しくは表示、あるいは、ベネルクスの共通言語において又はベネルクスの公正かつ確立した商慣行において常用される標識若しくは表示によってもっぱら構成される標章 (3)ベネルクスの1か国の道徳若しくは公の秩序に反する標章 (4)公衆を欺瞞する性質の標章 (5)管轄当局の許可を有していない、パリ条約の加盟国のいずれかの紋章、旗章、その他の国の記章、又は同国で採択されている監督用及び証明用の公の記号並びに印章 (6)管轄当局の許可を有していない、パリ条約加盟国の1か国以上が加盟している国際政府間機関の紋章、旗章、その他の記号、その名称及び略称によって構成される標章、これを含む標章、又はその紋章学上の模倣 (7)ベネルクス出願前3年以内に所有権が失効した団体商標の商品又はサービスに類似する商品又はサービスについて寄託された類似商標 (8)類似する商品又はサービスについて第三者のために登録された個別商標であって、ベネルクス出願前2年以内に登録期間が満了したものに類似する商標 (9)ベネルクスにおいてパリ条約第6条の2にいう周知商標となっている商標と混同するおそれがある商標であって、他人が所有するもの (10)悪意によって登録出願された商標。たとえば次の場合、商標は悪意で出願されたものとみなされる。 a. ある出願人が商標出願した場合、第三者が過去3年以内にベネルクス域内において、類似の商品又はサービスについて当該商標と類似する商標を善意かつ普通の方法で使用していたが、当該第三者が同意していない旨を、当該出願人が知っていた又は知るべきであった場合。

①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)	
		<p>b. ある出願人が商標を出願した場合、当該出願人が第三者と直接関係した結果、当該第三者が3年以内にベネルクス域外で類似の商品又はサービスについて当該商標と類似の商標を善意かつ普通の方法で使用していたことを知っていた場合。ただし、当該第三者が同意を与えた場合、又は出願人がベネルクス域内で商標の使用を開始した後にのみ当該商標が使用されていたことを知った場合を除く。</p> <p>(11)ワイン若しくは蒸留酒を特定する地理的表示からなる又はそれを含むものであるが、表示されている土地から産出されたものでないワイン若しくは蒸留酒に関する商標。</p> <p>(12)ベネルクス商標法によると、ベネルクス出願、共同体商標登録出願、又はベネルクスを領域指定したマドリッド協定若しくはマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録の結果として(又は同協定若しくは議定書に基づく既存の国際登録の事後指定によるベネルクスへの拡張の結果として)のいずれかを問わず、後の登録又は優先日を有する次の商標。</p> <p>a. 同一の商品又はサービスについて登録された先行の登録商標と同一の商標</p> <p>b. 同一又は類似の商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標と、同一又は類似の商標であって、公衆が両者の間の関連を信じるおそれがある場合。</p> <p>c. 類似しない商品若しくはサービスについて登録された先行の登録商標に類似する商標であって、先行の商標がベネルクスにおいて名声を得ており、正当な理由なく後発の商標を使用することが、先行の商標の識別力若しくは名声を不正に利用又は害する場合。</p> <p>(知的財産法第2.4、第2.11)</p>
⑮防護標章制度の有無	無。	
⑯周知商標制度の有無	有。	(知的財産法第2.4(e))
⑰一出願多区分制度の有無	有。	
⑱実体審査の有無及び審査事項	有。	<p>登録可能性、識別性について審査される。</p> <p>(知的財産法第2.11.1)</p>
⑲審査請求制度の有無	無。	
⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	有。	<p>出願にの請求により、早期審査が行われる。</p> <p>(知的財産法施行規則1.7.1)</p>
㉑出願公開制度の有無	有。	<p>出願日取得の条件が満たされ、ニース分類に従い商品及びサービスが分類された後、公開される。</p> <p>(知的財産法第2.5.5)</p>
㉒異議申立制度の有無	有。	<p>先の商標の出願人又は所有者は、出願の公開日から2か月以内に異議を申し立てることができる。</p> <p>(知的財産法第2.14.1)</p>
㉓無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：無 無効審判制度：無	<p>利害関係者または検察官は、裁判所に無効を請求することができる。</p> <p>(知的財産法第2.28)</p>
㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用は、不使用取消の対象となる。	(知的財産法第2.26)
㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。	(知的財産法施行規則1.1.d)
㉖図形要素の分類	無。	



①国名	Luxembourg (LU) (ルクセンブルク大公国)																							
	⑳譲渡要件	無。 (知的財産法第2.31)																						
	㉑費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>個別商標出願基本手数料、3クラスまで</td> <td>240 EUR</td> </tr> <tr> <td>団体商標出願基本手数料、3クラスまで</td> <td>373 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての追加手数料</td> <td>37 EUR</td> </tr> <tr> <td>早期登録追加手数料、3クラスまで</td> <td>193 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料</td> <td>30 EUR</td> </tr> <tr> <td>識別要素に関する説明に対する追加手数料</td> <td>39 EUR</td> </tr> <tr> <td>優先権主張手数料</td> <td>15 EUR</td> </tr> </table> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <table border="1"> <tr> <td>個別商標更新基本手数料、3クラスまで</td> <td>260 EUR</td> </tr> <tr> <td>団体商標更新基本手数料、3クラスまで</td> <td>474 EUR</td> </tr> <tr> <td>3クラス目以降の各クラスについての追加手数料</td> <td>46 EUR</td> </tr> <tr> <td>存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料</td> <td>129 EUR</td> </tr> </table> <p>(知的財産法施行規則4.4)</p>	個別商標出願基本手数料、3クラスまで	240 EUR	団体商標出願基本手数料、3クラスまで	373 EUR	3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	37 EUR	早期登録追加手数料、3クラスまで	193 EUR	3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料	30 EUR	識別要素に関する説明に対する追加手数料	39 EUR	優先権主張手数料	15 EUR	個別商標更新基本手数料、3クラスまで	260 EUR	団体商標更新基本手数料、3クラスまで	474 EUR	3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	46 EUR	存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料	129 EUR
個別商標出願基本手数料、3クラスまで	240 EUR																							
団体商標出願基本手数料、3クラスまで	373 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	37 EUR																							
早期登録追加手数料、3クラスまで	193 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての早期登録追加手数料	30 EUR																							
識別要素に関する説明に対する追加手数料	39 EUR																							
優先権主張手数料	15 EUR																							
個別商標更新基本手数料、3クラスまで	260 EUR																							
団体商標更新基本手数料、3クラスまで	474 EUR																							
3クラス目以降の各クラスについての追加手数料	46 EUR																							
存続期間満了後6か月以内に更新する場合の追加手数料	129 EUR																							
	㉒料金減免措置の有無	無。																						